【香川県から給付金のご案内です】

香川県医療機関等
賃上げ・物価上昇に対する支援給付金

申請受付期間　令和８年２月２０日（金）～ ***令和８年３月１９日（木）まで***

国の総合経済対策に基づく県内医療機関向けの給付金です。

①賃上げ支援事業 次頁のＱＡもご確認ください

事業の概要	職員の賃金改善を行う県内の医療機関に対して、所定の金額の給付金を支給します。
給付対象施設	以下の①及び②を満たす県内の診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション ① 令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ていること ② 本給付金を活用して、令和８年３月までに所定の賃上げ（給付対象事業参照）に着手すること
給付金額	【定額支給】 〇有床診療所（３床以上）　７２，０００円 × 許可病床数 〇有床診療所（２床以下）、無床診療所　１５０，０００円 × １施設 〇訪問看護ステーション　２２８，０００円 × １施設
給付対象事業	申請者は以下の取組みを実施いただくことが必要です。次頁のＱＡもご確認ください ① 原則として、令和７年 12 月から令和８年５月までの６ヶ月間について、毎月、令和７年 11 月と比較して高い賃金水準となる内容のベースアップを行う。 ② また、令和８年６月以降も当該ベースアップ水準の維持又は拡大を図る。 ③ 本年夏頃に賃金改善報告書（様式、提出期日は別途指定）を県に提出する。

②物価支援事業 次頁のＱＡもご確認ください

事業の概要	県内の医療機関に対して、診療経費に係る物価上昇への支援として、所定の金額の給付金を支給します。
給付対象施設	有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科） ※ベースアップ評価料を届け出ていない施設も対象になります。
給付金額	【定額支給】 〇有床診療所（１４床以上）　１３，０００円 × 許可病床数 〇有床診療所（１３床以下）、無床診療所　１７０，０００円 × １施設

申請方法　**県ホームページからＷＥＢ申請をお願いします。**※ＷＥＢ申請が困難な場合は、郵送申請も可。

香川県ホームページ ＜「香川県 医療機関等 賃上げ・物価上昇支援」等で検索をお願いします＞
https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/iryoujinzai/20280107chinagebukkajoushou.html

よくある質問を掲載していますので、ご確認ください

お問合せ先
香川県 健康福祉部 医療政策課
〒760－8570　香川県高松市番町四丁目１番 10 号
Tel 087－831－1111 〔内線〕3343、3346
（受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15 〈土日祝日を除く〉）

賃上げ・物価支援事業Ｑ＆Ａ（この他、県 HP によくあるご質問を掲載していますのでご確認ください）

Ｑ．具体的にどの程度の賃上げが必要なのか。（賃上げ支援事業）

Ａ．令和７年 12 月～令和８年５月の間の毎月、令和７年 11 月時点の賃金水準を上回るベースアップが必要ですが、その内容（賃上げの金額や引き上げ率等）は、各申請者においてご検討ください。（「●%以上の引き上げが必要」等の条件はありません。）なお、ベースアップの総額が給付金支給額に満たない場合は賃金改善報告書の提出後、残額をご返還いただくことになります。

Ｑ．賃上げは必ずベースアップに拠らなければならないのか。（賃上げ支援事業）

Ａ．原則として、令和７年 12 月～令和８年５月の間のベースアップに拠ることが必要です。ただし、給与規定変更に時間を要する等の事情により即時のベースアップが困難な場合、まずは一時金や特別手当（最大で令和７年 12 月～令和８年３月の４ヶ月分）を対象職員に支給し、ベースアップは残りの期間のみ行うとすることも可能です。

Ｑ．物価支援事業の給付金は使途に制限はあるのか。事後の報告は必要か。（物価支援事業）

Ａ．使途に制限はなく、報告も必要ありません。

賃上げ支援事業における賃金改善イメージ図

対象となるケース

①すでにベースアップ評価料を届け出ている施設

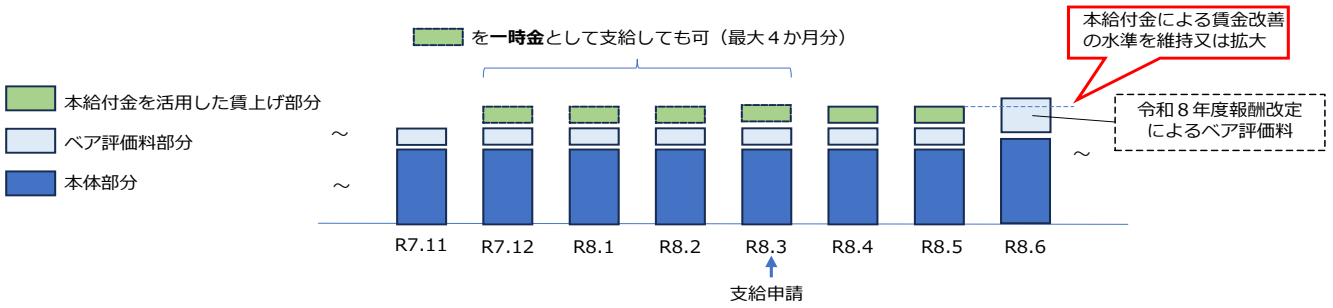

②これからベースアップ評価料を届け出る施設

※R8.2にベア評価料を届け出て、R8.3から評価料が上乗せされる場合

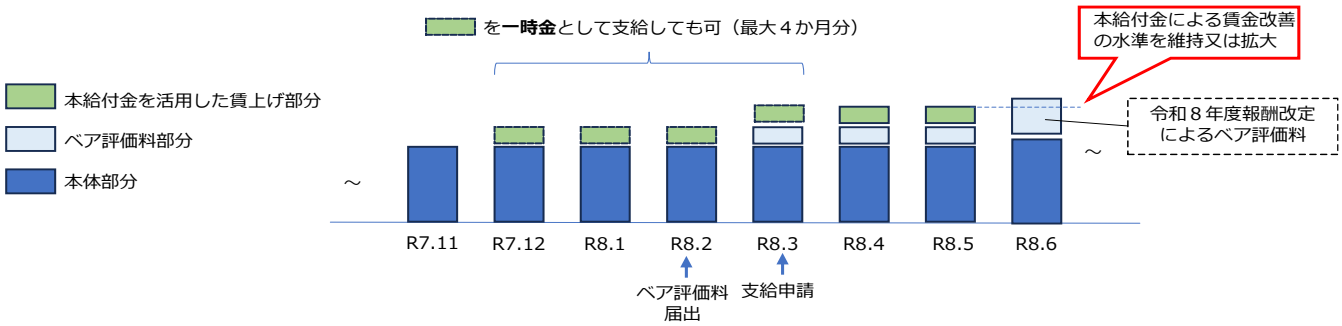

対象とならないケース
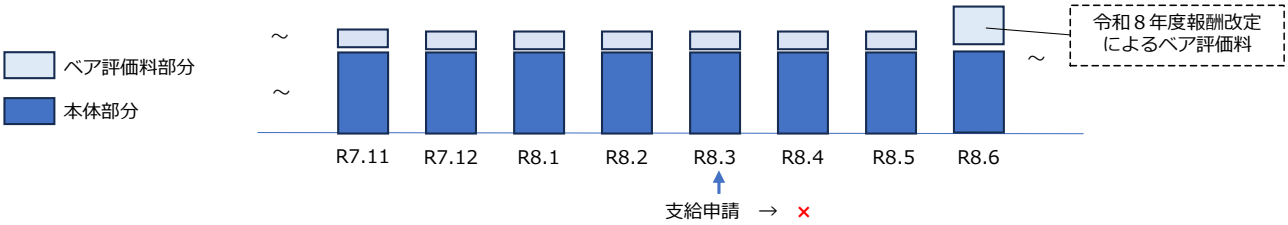
ベースアップ評価料を届け出ているが更なる賃上げを実施しない施設